

改正	昭和24年 3 月16日規則第46号 昭和26年 5 月26日規則第91号 昭和27年10月15日規則第203号 昭和29年 2 月13日規則第 9 号 昭和29年10月 2 日規則第123号 昭和32年10月22日規則第117号 昭和33年 9 月 4 日規則第104号 昭和33年12月28日規則第168号 昭和34年 4 月23日規則第50号 昭和35年 9 月 9 日規則第83号 昭和38年 5 月25日規則第52号 昭和41年 4 月 1 日規則第22号 昭和43年 1 月30日規則第10号 昭和44年12月27日規則第118号 昭和48年 2 月24日規則第12号 昭和57年 3 月25日規則第23号 昭和62年 3 月31日規則第26号 平成元年 3 月31日規則第68号 平成 6 年10月17日規則第105号 平成 9 年 3 月31日規則第22号 平成11年 3 月31日規則第36号 平成12年 3 月29日規則第111号 平成13年 3 月30日規則第38号 平成15年10月24日規則第122号 平成17年 3 月 4 日規則第 2 号 平成17年 3 月31日規則第42号 平成27年 3 月20日規則第16号 令和 2 年 5 月29日規則第70号 令和 3 年 6 月 1 日規則第42号	昭和25年10月17日規則第230号 昭和27年 6 月22日規則第106号 昭和28年 2 月 1 日規則第 5 号 昭和29年 8 月 2 日規則第92号 昭和31年 1 月10日規則第 4 号 昭和32年12月 4 日規則第133号 昭和33年10月 1 日規則第138号 昭和34年 4 月 1 日規則第32号 昭和34年 6 月 2 日規則第66号 昭和36年 4 月20日規則第61号 昭和39年12月26日規則第153号 昭和41年 4 月 1 日規則第31号 昭和43年 8 月20日規則第98号 昭和46年 8 月20日規則第66号 昭和55年 7 月 3 日規則第84号 昭和59年11月 1 日規則第113号 昭和63年11月 7 日規則第107号 平成 3 年 7 月30日規則第63号 平成 7 年11月22日規則第87号 平成10年 3 月31日規則第55号 平成11年 6 月 1 日規則第73号 平成13年 1 月 5 日規則第 1 号 平成15年 4 月30日規則第63号 平成16年 3 月12日規則第18号 平成17年 3 月11日規則第 8 号 平成22年 3 月24日規則第17号 平成28年 3 月31日規則第52号 令和 3 年 3 月 5 日規則第13号
----	---	--

食品衛生法施行細則を、次のように定める。

食品衛生法施行細則

第 1 章 通則

第 1 条 この規則で「法」とは食品衛生法（昭和22年法律第233号）を、「令」とは食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）を、「規則」とは食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）を、「乳等の省令」とは乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）を、「告示370号」とは食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）を、「条例」とは食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）をいう。

全部改正〔昭和33年規則138号〕、一部改正〔昭和35年規則83号・平成12年111号〕

第 2 条 法、令、規則、乳等の省令、告示370号及びこの規則の規定による知事への申請若しくは届出（営業施設の所在地を管轄する保健所長への申請又は届出を含む。）又は知事を経由して行う厚生労働大臣への申請若しくは届出は、最寄りの保健所長を経由しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第 4 条の規定により条例第 3 条に定める基準の一部を適用しないこととされる営業に係る申請は、営業地を管轄する保健所長に対してしなければならない。

一部改正〔昭和25年規則230号・26年91号・29年9号・33年138号・35年83号・41年22号・平成10年55号・12年111号・13年1号・16年18号・27年16号・令和2年70号・3年42号〕

第2章及び第3章 削除

削除〔平成27年規則16号〕

第3条から第9条まで 削除

削除〔平成27年規則16号〕

第4章 製品検査及び食品衛生監視員

第10条から第12条まで 削除

削除〔令和3年規則42号〕

第13条 法第25条第1項の検査を受けようとする者は、製品検査を受けようとする製品を封印するに
適当な容器に入れ、その外部に製品名、製造年月日、製造数量及び小分け容器の容量別箇数を記
入した標紙をちょう付しなければならない。

一部改正〔昭和27年規則106号・48年12号・平成16年18号〕

第14条 令第4条第3項の規定による試験品の採取に当たっては、食品衛生監視員の立会の下に、前
条の容器から試験品を採り、一試験品ごとに、これを別の容器に入れ、その容器の外部に申請者氏
名、製品名及び製造年月日を記入した標紙をはり、立会の食品衛生監視員の封印を受けなければ
ならない。

2 前項の規定により試験品を採取した後の製品についても、また食品衛生監視員の封印を受けな
ければならない。

一部改正〔昭和25年規則230号・27年106号・29年9号・31年4号・32年133号・33年168号・
35年83号・38年52号・41年31号・43年98号・44年118号・48年12号・62年26号・平成11年36
号・16年18号〕

第15条 規則第26条の規定による合格証をもって、容器包装を封かんとするときは、食品衛生監視員
立会の下に行わなければならない。

一部改正〔昭和38年規則52号・48年12号・55年84号・平成16年18号〕

第16条 令第5条第1項に規定する試験品の採取数量は、別表のとおりとする。

追加〔昭和48年規則12号〕、一部改正〔昭和55年規則84号・平成11年36号・12年111号・15
年122号・16年18号・令和3年42号〕

第17条 食品衛生監視員は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平
成21年内閣府・厚生労働省令第7号）第3条第1項に規定する収去を行う場合において営業者から
の求めがあるときは、事情の許す限りその物品の一部を封かんして交付しなければならない。

全部改正〔平成27年規則16号〕

第5章 営業

第17条の2 営業者は、食品衛生責任者（規則別表第17第1号イの食品衛生責任者をいう。以下同じ。）
を定めたときは、その氏名を営業施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

全部改正〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成13年規則38号・15年122号・16年18号・
17年42号・27年16号・令和2年70号・3年42号〕

第18条 ふぐ処理者（規則別表第17第1号への規定によりふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部
位を除去する技術等を有すると知事が認める者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該
当する者でなければならない。

（1）知事が行うふぐ処理者の認定試験に合格した者

（2）前号に準ずる知識及び技術等を有すると知事が認める者

全部改正〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成17年規則42号・27年16号・令和2年70
号・3年42号〕

第19条 法第55条第1項の規定による営業の許可の申請は、令第35条各号の区分ごとにするものとす
る。

2 前項の申請は、規則第67条各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を記載してするものとす
る。

（1）申請者の連絡先

（2）法人番号

- (3) 営業施設の連絡先
- (4) 自動販売機の型番（自動販売機による営業に限る。）
- (5) 使用水の種類
- (6) 現に受けている営業の許可番号及び許可年月日
- (7) 指定成分等含有食品（法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）
を取り扱う施設に該当することの有無
- (8) 輸出する食品を取り扱う施設に該当することの有無
- (9) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち規則別表第19第5号ロに規定する簡易な営業を
行う施設に該当することの有無
- (10) 生食用食肉の加工又は調理をする施設に該当することの有無
- (11) ふぐを処理する施設に該当することの有無
- (12) ふぐ処理者の氏名及び認定番号等（ふぐを処理する施設に限る。）

全部改正〔昭和43年規則10号〕、一部改正〔昭和44年規則118号・55年84号・平成7年87号・16年18号・令和3年42号〕

第20条及び第21条 削除

削除〔昭和34年規則66号〕

第22条 営業許可期間の過ぎたもので引き続き当該営業を営もうとする者及び営業を相続し、又は売買その他の原因により営業の譲渡を受け、当該営業を営もうとする者並びに営業所所在地を移転した者は、法第56条第1項の規定により法第55条第1項の許可を受けた者の地位を承継する場合を除き、新たに第19条第1項及び第2項の規定によらなければならない。

一部改正〔昭和25年規則230号・27年106号・29年9号・31年4号・32年133号・33年138号・38年52号・43年10号・平成7年87号・16年18号・令和3年42号〕

第22条の2 法第55条第1項の許可を受けた営業者は、別記様式の営業許可証を営業施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

追加〔昭和43年規則10号〕、一部改正〔平成16年規則18号・令和3年42号〕

第22条の3 法第57条第1項の規定による営業の届出は、規則第70条の2各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 届出者の連絡先
- (2) 法人番号
- (3) 営業施設の連絡先
- (4) 食品衛生責任者の資格の種類及び受講した講習会
- (5) 自動販売機の型番（自動販売機による営業に限る。）
- (6) 指定成分等含有食品を取り扱う施設に該当することの有無
- (7) 輸出する食品を取り扱う施設に該当することの有無

追加〔令和3年規則42号〕

第23条 法第55条第1項の許可を受けた営業者又は法第57条第1項の規定による届出をした営業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項について、その事由を明らかにする関係資料を添え、当該事由の発生後10日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第3号に係る届出は、届出義務者（戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により届出をしなければならない者をいい、法人であるときは、清算人とする。第3号において同じ。）が、これを届け出なければならない。

- (1) 規則第67条各号に掲げる事項（施設の所在地、営業の種類並びに法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときの内容を除く。）、規則第68条第1項第1号に掲げる事項（生年月日を除く。）、規則第69条第1項第1号若しくは第70条第1項第1号に掲げる事項若しくは規則第70条の2各号に掲げる事項（施設の所在地を除く。）又は第19条第2項各号若しくは前条各号に掲げる事項に変更があったとき 次の事項

ア 営業者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）及び連絡先

イ 施設の所在地（自動車において営業する場合にあっては、当該自動車の自動車登録番号）、連絡先及び名称並びに屋号又は商号

ウ 変更した事項、変更後の内容及び変更年月日

- エ 営業の許可番号及び許可年月日（法第55条第1項の許可を受けた営業者に限る。）
- (2) 廃業により営業を継続することができない事情が生じたとき 規則第71条の2各号に掲げる事項に加えて、営業者及び施設の連絡先
- (3) 営業者が死亡したとき又は失踪の宣告を受けたとき（法人であるときは、解散したとき） 次の事項
- ア 届出義務者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地）
- イ 施設の所在地（自動車において営業する場合にあっては、当該自動車の自動車登録番号）、連絡先及び名称並びに屋号又は商号
- ウ 死亡（失踪、解散）年月日
- エ 営業の許可番号及び許可年月日（法第55条第1項の許可を受けた営業者に限る。）
- 全部改正〔令和3年規則42号〕

第6章 雑則

第24条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出に関すること。
- (2) 法第55条第1項の規定による営業の許可に関すること。
- (3) 法第56条第2項の規定による届出に関すること。
- (4) 法第57条第1項の規定による届出に関すること。
- (5) 法第60条第1項の規定による営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。
- (6) 法第61条の規定による施設の整備改善命令、営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。
- (7) 第23条の規定による届出に関すること。
- 2 次に掲げる事務は、保健所長又は食肉衛生検査所長に委任する。ただし、食肉衛生検査所長にあっては、と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定するとちく場若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場又は当該施設と同一敷地内にある施設に係るものに限る。
- (1) 法第28条第1項の規定による必要な報告の徴収、臨検、検査及び収去に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (2) 法第30条第2項の規定による営業の施設等についての監視指導に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (3) 法第59条の規定による食品等の廃棄及び必要な処置の命令に関すること。
- 追加〔平成17年規則42号〕、一部改正〔平成27年規則16号・令和2年70号・3年42号〕

附 則

第25条 この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和24年3月16日規則第46号）

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和25年10月17日規則第230号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に許可を受けて営業を営んでいる者で、第19条の2のうち業種の変更のあったものについては、相当業種の許可を受けたものとみなす。
- 3 法第36条の規定により許可を受けたものとみなされた営業であって、第18条別表の施設基準に合わないものは、新たに第19条若しくは第19条の2の規定によらなければならない。

附 則（昭和26年5月26日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和26年4月16日から適用する。

附 則（昭和27年6月22日規則第106号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に業務を営んでいる者で第19条の3に規定する営業に該当するものは、この規則施行の日から2月以内に同条の規定に準じ、営業報告書を提出しなければならない。

附 則（昭和27年10月15日規則第203号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年7月31日から適用する。

附 則（昭和28年2月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年 2 月13日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年 8 月 2 日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年10月 2 日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年 1 月10日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年10月22日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年12月 4 日規則第133号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章の改正規定及び別記様式第 3 号から別記様式第 6 号までの改正規定は、昭和33年 1 月 1 日から施行する。

- 2 食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）、札幌市食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年札幌市条例第41号）、函館市食品の製造販売行商衛生条例（昭和30年函館市条例第 3 号）又は小樽市食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年小樽市条例第27号）に基づき、昭和32年 9 月30日において、豆腐製造業、めん類製造業、なっ豆製造業、あん類製造業又は市乳販売業の許可又は登録を受けて営業していた者（昭和32年 9 月30日限り当該許可又は登録の効力がなくなる者を除く。）が、食品衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和32年政令第176号）の施行に伴い、当該営業につき新たに食品衛生法第21条第 1 項の規定による許可を受けようとする場合に限り、その許可手数料は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第20条の規定にかかわらず、そのとおりとする。

（1） 豆腐製造業、めん類製造業、なっ豆製造業又はあん類製造業 500円

（2） 市乳販売業 700円

附 則（昭和33年 9 月 4 日規則第104号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年10月 1 日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年12月28日規則第168号）

この規則は、昭和34年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和34年 4 月 1 日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年 4 月23日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年 6 月 2 日規則第66号）

この規則は、昭和34年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和35年 9 月 9 日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年 4 月20日規則第61号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則（以下「当該規則」という。）に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（昭和38年 5 月25日規則第52号）

この規則は、昭和38年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和39年12月26日規則第153号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年1月30日規則第10号）

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、食肉処理業の営業施設の基準に関する規定は、同年2月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条の規定による営業の許可を受けている者の当該営業の施設の基準については、この規則の施行の日から起算して、6箇月間、当該許可にかかる営業の許可証については、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第22条の2の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお従前の例による。

附 則（昭和43年8月20日規則第98号）

この規則は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月27日規則第118号）

この規則は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則（昭和46年8月20日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年2月24日規則第12号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月3日規則第84号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別表第2の2及び別表第3の2の基準は、昭和55年8月1日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に係る部分に限る。）の施行の際、現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条第1項の規定による許可を受けている者に対しては、昭和55年12月31日までの間は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別表第2の2及び別表第3の2の基準は、適用しない。

附 則（昭和57年3月25日規則第23号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年11月1日規則第113号）

この規則は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第26号）

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされている届出でこの規則の施行の日において届出に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第2条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年11月7日規則第107号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年7月30日規則第63号）

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成6年10月17日規則第105号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則別記様式第10号の4の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の食品衛生法施行細

則別記様式第10号の4の規定にかかわらず、平成8年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成7年11月22日規則第87号）

- 1 この規則は、平成7年11月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第19条第2項又は第3項の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第19条第2項又は第3項の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、平成9年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第55号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成11年3月31日規則第36号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成11年6月1日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第111号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成13年3月30日規則第38号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月30日規則第63号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成15年10月24日規則第122号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成16年3月12日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記様式第10号の4の営業許可証で現にその効力を有するものは、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別記様式第10号の4の営業許可証とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年 3 月 4 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成17年 3 月 7 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年 3 月11日規則第 8 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第42号）

- 1 この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 を削る改正規定、第23条の改正規定、第24条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに別記様式第 2 号及び別記様式第14号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年 3 月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成27年 3 月20日規則第16号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章及び第 3 章、第17条並びに別記様式第 1 号から別記様式第 6 号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和 2 年 5 月29日規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 食品衛生法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 2 年北海道条例第32号）附則第 2 項の規定の適用がある場合においては、第 1 条の規定による改正前の食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）（中略）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記様式第 9 号の 2 の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、第 1 条の規定による改正後の食品衛生法施行細則別記様式第 9 号の 2 の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和 3 年 3 月 5 日規則第13号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記様式第10号の4の営業許可証で現にその効力を有するものは、この規則による改正後の食品衛生法施行細則別記様式の営業許可証とみなす。

別表（第16条関係）

1 食品

検査項目	ロットの大きさ	検査採取のための開梱（こん）数	検体採取量	検体数
添加物 （均一に分布するもの）	1 個以上	1 個	0.3キログラム	1 個
添加物 （不均一に分布するもの）	50個以下	2 個	0.3キログラム	1 個
	51個以上500個以下	3 個	0.3キログラム	1 個
	501個以上3,200個以下	5 個	0.3キログラム	1 個
	3,201個以上	8 個	0.3キログラム	1 個
微生物	150個以下	3 個	1 キログラム	1 個
	151個以上1,200個以下	5 個	1 キログラム	1 個
	1,201個以上	8 個	1 キログラム	1 個

2 添加物

法第13条第1項の規定により、規格が定められた添加物（タール色素を除く。）

ロットを形成する製品ごとに必要最小量（ロットを形成する最大の量は、300キログラム（製品の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これを上回る量とすることができる。）とする。）

3 器具

（1）食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器

ア 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によって製造されたもの
ロットごとに3個

イ ア以外の焼成窯によって製造されたもの

ロットを形成する製品数	試験品の数量
800個以下	3 個
801個以上1,300個以下	5 個
1,301個以上3,200個以下	7 個
3,201個以上8,000個以下	10個
8,001個以上	15個

（2）フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器

ロットを形成する製品数	試験品の数量
800個以下	3 個
801個以上1,300個以下	5 個
1,301個以上3,200個以下	7 個
3,201個以上8,000個以下	10個
8,001個以上	15個

追加〔昭和48年規則12号〕、一部改正〔昭和55年規則84号・62年26号・平成11年36号・12年111号・16年18号・令和2年70号・3年42号〕

別記様式

（第22条の2関係）

追加〔昭和43年規則10号〕、一部改正〔昭和55年規則84号・57年23号・63年107号・平成元年68号・6年105号・9年22号・16年18号・17年8号・28年52号・令和3年42号〕